特定重大事故等対処施設の故障等に係る通報及び公表について

2020年10月

原子力エネルギー協議会

- 1. 特定重大事故等対象施設に係る通報及び公表の必要性
- ■特定重大事故等対処施設(以下、「特重施設」)の故障等に係る通報及び公表の必要性は以下のとおり。
 - ○特重施設の故障等に係る情報は、他の発電用原子炉施設と同様に、実用炉規則第87条及び第134条に基づく報告 (通報)が必要。
 - (1) 実用炉規則 第87条

法第43条の3の22第1項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

九 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。 ただし、第134条第5号に掲げるときを除く。

(2) 実用炉規則 第134条

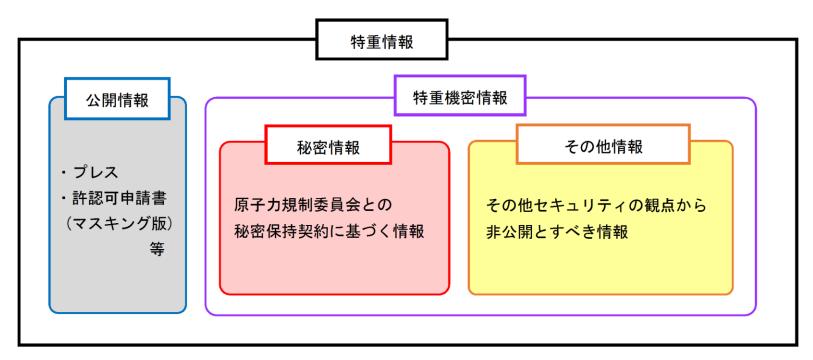
法第62条の3の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第136条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。(略)

○情報公開の透明性確保のため、必要に応じて公表が必要。 ただし、特重施設はテロリズムへの対処設備であること及び機密情報を含むことから、公表内容については配慮が 必要。

- 2. 関連する原子力規制委員会資料(抜粋)
- ■特重施設の公表に関連する原子力規制委員会資料等(抜粋)の記載は以下のとおり。
- ○特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可における審査の進め方について(令和元年6月26日 原子力規制委員会)
 - ・LCO逸脱時の情報開示の在り方 特重施設の機能喪失が生じた際、その情報を公開するとテロリズムに対するプラントの脆弱性を公表することになる ため、核物質防護に関する事案の取り扱いを参考に、事後に公表する。
- ○特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について(平成28年8月2日 原子力規制員会) セキュリティの観点から非公開とすべき情報が不開示とされている必要があることから、申請者に対して 適切に対応 するように求める。
 - ・不開示情報の考え方 情報公開法第5条第4号に従い一部不開示とする範囲を以下のとおりとする。
 - (1)特定の建造物への不法な浸入又は破壊を招くおそれがある情報
 - ①特重施設の名称、設置場所及び強度に関する記載及び図表
 - (2)特定のシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報
 - ①特重施設を構成する設備の名称、設置場所、強度、数等に関する記載及び図表
 - (3)その他、テロの立案を容易にするおそれがある情報
 - ①特重施設に係るテロリズムの想定に関する情報
 - ②大型航空機の衝突その他テロリズムによって生じる重大事故発生時の対応に係る体制・手順に関する情報
 - ③非公開としている審査ガイドの内容またはこれを類推できる情報(大型航空機の諸元に関する情報など)
 - (4)実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(第91条第2項第27号)等に定める特定核燃料物質の防護に関する事項に該当する情報
- ○実用炉規則第134条の運用について(訓令)の解釈について(平成31年4月5日 原子力規制庁事故対処室) 特定重大事故等対処施設に係る情報は機微情報であるため、原子力事業者の通報基準等により<u>原子力規制委員会以外へ</u> 報告又は公表を行う場合は、適切に対応すること。

3. 機密情報の開示に係る事業者の運用(例)

■特重施設に係る情報は、内容によって分類を行い、開示にあたって管理を実施。



【特重施設に係る情報の分類】

<公開情報>

・一般公開を含む社外に開示可能

<秘密情報>

・原子力規制委員会との秘密保持契約に 基づき、原子力規制委員会を除く社外 への開示不可

くその他情報>

- ・原則として、原子力規制委員会を除く 社外への開示不可
- ・ただし、守秘義務を有する国の行政機 関や自治体等については、守秘義務に 基づく一般公開禁止を要請することに より開示可能

4. 今後の事業者方針(公表)

■特重施設の故障等に係る事業者の公表方針は、原則として以下のとおり。 なお、運用開始後、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

○公表時期

特重施設の機能喪失*が生じている情報を公開した場合、原子力規制委員会資料(令和元年6月26日)に記載のとおり テロリズムに対するプラントの脆弱性を公表することになるため、核物質防護に関する事案の取扱いを参考とし、以下 の方針とする。

- ・機能喪失中は、公表不可とする。
- ・機能回復後は、公表可能とする。
- ・なお、機能喪失*に至らない故障(フランジにじみ等の軽度な故障等)、火災、人身災害等は、事象発生時において も必要に応じて公表可能とする。
 - ※ 実用炉規則第87条又は第134条の該当事象

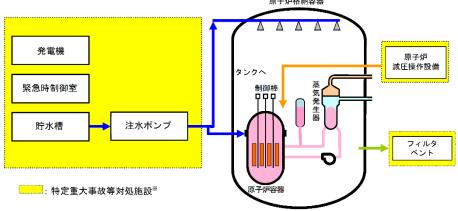
○公表内容

原子力規制委員会資料(平成28年8月2日)の記載を踏まえ、以下の方針とする。

・特重機密情報を含まない内容とする。

・公表に用いる名称は「発電機」「緊急時制御室」「貯水槽」「注水ポンプ」「フィルタベント」等の一般公開可能な

表現とする。



【参考:公表に用いる系統図の例】

4. 今後の事業者方針(通報)

■特重施設の故障等に係る事業者の通報の方針は、原則として以下のとおり。 なお、運用開始後、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

○機能喪失時

- ・実用炉規則第87条又は第134条に基づく原子力規制委員会への報告及び関係箇所への連絡を行うため、通報を 実施する。
- ・通報先は、特重施設の機能喪失状態の情報拡散を防止するため、守秘義務を有する必要最低限の範囲とする。
- ・<u>通報内容は</u>、通報先が守秘義務を有することから、<u>その他情報を提供可能とする。</u> また、守秘義務に基づき、機能喪失情報及びその他情報の一般公開禁止を要請する。
- ・秘密情報は、秘密保持契約に基づき、原子力規制委員会のみに提供可能とする。

通報先	通報の必要性	守秘義務 O:有、×:無	特重機密情報提供 〇:可、×:不可		公開情報 提供	備考	
			秘密情報	その他情報	〇:可、×:不可		
原子力規制委員会	実用炉規則に基づく通報	(秘密保持契約あり)	0	0	0	守秘義務に基づき、機 能喪失情報及び特重機	
資源エネルギー庁	依頼※1に基づく通報	0	×	0	0	密情報の一般公開禁止	
自治体	安全協定に基づく通報	0	×	0	0	を要請	
その他行政機関※2	その他法令等に基づく通報	0	×	0	0		

※1 以下について情報提供依頼

- ・原子炉等規制法第62条の3に基づく通報
- ・公表する案件またはその可能性のある案件など
- ※2 警察署、海上保安部、消防署、労働基準監督署など

4. 今後の事業者方針(通報)

○機能回復後

- ・機能回復情報の連絡、公表する場合の情報提供を行うため、通報を実施する。
- ・<u>通報先は</u>、事象が公表可能となることを踏まえ、<u>特に制限は設けない。</u>
- ・通報内容は、その他情報の不要な拡散を防止するため、以下の方針とする。
- →<u>守秘義務を有する通報先は、その他情報を提供可能</u>とする。 また、守秘義務に基づき、<u>その他情報の一般公開禁止を要請</u>する。
- →守秘義務を有しない通報先は、公開情報のみとする。
- ・秘密情報は、秘密保持契約に基づき、原子力規制委員会のみに提供可能とする。

通報先	守秘義務 O:有、×:無	特重機密情報提供 〇:可、×:不可		公開情報 提供	備考	
		秘密情報	その他情報	〇:可、×:不可	MIS - 3	
原子力規制委員会	(秘密保持契約あり)	0	0	0	守秘義務に基づき、特重機密情報の 公表禁止を要請。	
資源エネルギー庁	0	×	0	0		
自治体	0	×	0	0		
その他行政機関※	0	×	0	0		
報道機関等	×	×	×	0	公開情報のみで通報を実施。	

※警察署、海上保安部、消防署、労働基準監督署など 【通報の例】

資料3

特定重大事故等対処施設の設置に伴う保安規定変更認可における (継) 審査の進め方について

令和元年6月26日 原子力規制委員会

1. 概要

特定重大事故等対処施設(特重施設)の運用に当たっては、事業者は特重施設の使 用開始前に保安規定の変更認可を受ける必要がある。

連する施設整備が完了することになるが、本年6月12日の原子力規制委員会におい て、更田委員長から、当該保安規定変更認可の審査に当たり、特重施設の活用を含む S A 対策の在り方、S A 対策の手順について保安規定で定めるべき範囲の在り方につ 特重施設が整備されることで、新規制基準に対応する重大事故等(SA) 、議論を進めるべきとの発言があった。

今後の審査の方針と進め方について整理を行う 上記を踏まえ、

2. 審査の方針

- (1) 特重施設の活用を含むSA対策の在り方
- テロリズムへの対処のみならずその他の要因によるSA時にお う事業者 A時にも いても有効に活用されるべきであり、テロリズムへの対処以外のS特重施設を使用することを前提に保安規定や下部規定を整備するよ 特重施設は、
- (2) 保安規定におけるSA対策の手順の定め方
- そ れらを含む手順書を整備し、要員に遵守させることとしている。<別紙参照> SA対策について、事業者は、保安規定においてSA時にとり得る対応手段 手順着手の判断基準及び優先順位その他の配慮すべき事項を示した上で、
- しかしながら、保安規定の認可段階で対応手段のみならず、それらの優先順 位や手順着手の判断基準まで規定することは、SA対策における事業者の柔 軟な対応を阻害することにもなりかねない。
- 対策の実現性を示 す代表例を記載したものであり、運用段階においては柔軟な対応が取られる また、設置変更許可申請における対応手段の優先順位は、 べきである。
- このため、保安規定では、原則として対応手段等※1のみを定めるよう事業者 保安規定における記 に求め、優先順位や手順着手の判断基準*2については、 載は要しない。 A

- A時に手順整備の段階では想 SAの進展は必ずしも審査において想定したシナリオどおりに推移す とが、 定していない設備を外部支援によって事故対応に投入して使用するこ S 不確実性が存在する。また、 事故収束により効果的な場合もあり得る。 るとは限らず、
- 必ずしもあらかじめ下部規程に定 めた手順によることなく、事故収束に必要な措置を講じることができる旨の 規定を、保安規定に定めておくことを事業者に求める。 このため、臨機の対応が必要な場合には、 A

(3) 判断基準の明確化が必要な事項

- 上記(2)にかかわらず、格納容器圧力逃がし装置の使用など、判断基準をあ ことが重要な事項は保安規定に定めるよう事業者に ておく らかじめ明確化し 来める。
- (4) 特重施設に係るLCO及びAOTの取扱い
- 運転上の制限条件(LCO)及び許容待機除外時間(AOT)の設定方針 Θ
- 0 C SA設備と同様にし 特重施設はその設置後には機能維持が必要であり、 及びAOTの設定を行うことを事業者に求める A
- ② LCO逸脱時の情報開示の在り方
- プラントの脆弱性を公表することになるため、核物質防護に関する事案の取 その情報を公開するとテロリズムに対する 特重施設の機能喪失が生じた際、 扱いを参考に、事後に公表する。 A

今後の進め方

あらかじめ事業 事業者から特重施設に係る保安規定の変更認可申請が行われる見込みだが、 の審査の方針について、 審査を効率的に進める観点から、上記の2. 者から意見を聴取し公開の会合で議論する。 今後、

その結果を踏まえて、事業者に対し、遅くとも特重施設の使用開始前までに保安規 定への反映を求める。

対応手段、配慮すべき事項(対応手段の優先順位に関するものを除く)、操作の成立性に係る事項 *

ただし、手順着手の判断基準の記載のうち、対応手段の実施の必要条件や悪影響防止の観点からの 留意事項等、必要な内容については、配慮すべき事項などの保安規定の適切な箇所に記載する。 × ×

特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめ (継) の公開に対する考え方について

平成28年8月2日 原子力規制委員会

1. 基本方針

特定重大事故 その内容は原則公開することを基本とする。ただし、セキュリティの観点から 行政機関の保有する情報の公開に関する 法律(以下「情報公開法」という。)第5条第4号に従い判断することとする 等対処施設(以下「特重施設」という。)に係る審査結果のとりまとめに関して、 平成28年1月29日の原子力規制委員会の結果を踏まえて、 審査結果のとりまとめの公開範囲は、

なお、申請者による特重施設に係る申請書についても審査結果のとりまとめ 同様にセキュリティの観点から非公開とすべき情報が不開示とされている必要 申請者に対して適切に対応するように求める。 があることから、

≪ 柴 柴 ≫

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律(抄)』 囙 第五条

公訴の維持

刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行 政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 『行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等 (H24. 9. 19 原子力規制委員会)』

特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報 犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又 公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、 公共の安全等に関する情報(法第5条第4号)についての判断基準 法第5条第4号に含まれる。 ţ,

法第5条第4号に該当する情報の具体例としては、情報システムの設計仕様 書、構成図等情報セキュリティに関する情報、電子署名を行うために必要な かぎ情報等が挙げられる。

2. 不開示情報の考え方

情報公開法第5条第4号に従い一部不開示とする範囲を以下のとおりとする。

(1) 特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報

①特重施設の名称、設置場所及び強度に関する記載及び図表

なべ

<上記情報を非公開とする理由>

不法な侵入又は破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 ・特重施設の名称、特重施設を設置する地盤に関する情報として破砕帯の位置が 分かる情報、敷地地盤の性状・性質が分かる情報、特重施設の強度などを公開 することで、特重施設の位置や仕様を特定する手がかりとなり、特重施設への

(2) 特定のシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報

①特重施設を構成する設備の名称、設置場所、強度、数等に関する記載及び図表

<上記情報を非公開とする理由>

重施設を構成する設備の位置や仕様を特定する手がかりとなり、特重施設を構 成する設備への不法な侵入又は破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするお 強度、数等を公開することで、 ・特重施設を構成する設備の名称、設置場所、 それがあるため。

(3) その他、テロの立案を容易にするおそれがある情報

①特重施設に係るテロリズムの想定に関する情報

②大型航空機の衝突その他テロリズムによって生じる重大事故(以下、「特定重大 事故」という。)発生時の対応に係る<u>体制・手順</u>に関する情報

(大型航空機 ③非公開としている審査ガイドの内容またはこれを類推できる情報 の諸元に関する情報など)

イズ

< 上記情報を非公開とする理由>

発生時の対応に係る体制や手順に関する情報などを公開することで、特重施設 又は特重施設を構成する設備の位置、仕様や対応手段を特定する手がかりとな 進入角度、搭載燃料、機種など)の特定重大事故に関する情報、特定重大事故 り、特重施設又は特重施設を構成する設備の破壊を招くおそれや犯罪の実行を 特定重大事故で想定する大型航空機の特性等(想定している大型航空機の速度、 容易にするおそれがあるため。

(4)実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(第 91 条第 2 項第 27 号) 等に定める特定核燃料物質の防護に関する事項に該当する情報

の解釈等について (計令) 実用炉規則第134条の運用について

平成31年4月5日 原子力規制庁事故対処室

関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第134条 平成31年2月13日の面談において確認のあった、実用発電用原子炉の設置、運転等に (以下「実用炉報告基準」という。) の運用に係る考え方は以下のとおりである。

- 重大事故等対処設備は、発電用原子炉施設(発電用原子炉及びその附属施設) に含まれ (1)「発電用原子炉施設」の定義に対する、SA設備の考え方について
- (2) 常設重大事故等対処設備に属する機器等の明確化について

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階にある発 電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について (訓令) (以 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原 子力規制委員会規則第5号)第43条第2項に規定する常設重大事故等対処設備に属す とは、 の「常設重大事故等対処設備に属する機器等」 る機器及び構造物として設置(変更)許可を受けたもの全てをいう。 という。) Ⅱ三1.

- の考え方同様、「予備品」としての対象機器、管理場所、管理方法(必要に応じ点検方法 及び点検頻度を含む。)等について保安規定及びその下位文書で定められているものをい (3定期事業者検査程度を上限として使用限度が定められている機器又は部品に限る。) 訓令Ⅱ三2.② (参考) の「予備品」とは、「消耗品」に含まれる概念であり、「消耗品」 (3) 消耗品を取り替える場合 (予備品に取り替える場合を含む。) の考え方について う。この考え方は、訓令11五2.②における「消耗品」についても同様である。 なお、訓令において「汎用品」という考え方はない。
- (4) あらかじめ故障時のバックアップ等を考慮し予備機を備える可搬型SA設備の考え 方について

と同様に保安規定及び 5年原子力規制委員会規則第5号)第43条第2項に規定する可搬型重大事故等対処設 その下位文書で定めて管理し、当該設備の交換により速やかに発電用原子炉施設が復旧 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成2 ② (II = 2 備(以下「可搬型SA設備」という。)について、当該設備自体をII五2. (参考)) における消耗品 (予備品を含む。) として考え、(3)

できる場合であれば「発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なもの」(実用炉報告基準 として扱うこととする。 第3号括弧書き)

- (5) 蒸気発生器伝熱管損傷時の対応について
- رُد IJ 現行の実用炉報告基準第3号の規定に従い、引き続き法令報告を行う
- (6) 特定重大事故等対処施設に係る事故報告等の扱いについて

これを踏まえ実用炉報 特定重大事故等対処施設は発電用原子炉施設に含まれるため、 報告を行うこと 告基準に従い、 その際、特定重大事故等対処施設に係る情報は機微情報であるため、原子力事業者の通 適切に対応する 報基準等により原子力規制委員会以外へ報告又は公表を行う場合は、